

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 規則 第 21 号／達 第 23 号

2007 年 03 月 02 日 技術委員会 審議

2007 年 03 月 27 日 理事会 承認

2007 年 04 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

B 編 船級検査

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 規則 第 21 号

2007 年 03 月 02 日 技術委員会 審議

2007 年 03 月 27 日 理事会 承認

2007 年 04 月 26 日 国土交通大臣 認可

2007 年 5 月 2 日 規則第 21 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-12.として次の 1 項を加える。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(5)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(中略)

-11. **1.2.2** の規定により貨物固縛マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

-12. **CSR-B 編及び CSR-T 編が適用される船舶にあつては、塗装テクニカルファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。**

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.(1)に(m)として次の 1 号を加える。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）

(a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（**C 編 23.3.10** 及び **23.4.9** 又は **CS 編 21.3.10** 及び **21.4.9**）

(中略)

(l) 貨物固縛マニュアル（**B 編 1.2.2**）

(m) 塗装テクニカルファイル（**CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2** 及び **CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**）

2.1.8 として次の1条を加える。

2.1.8 ペイント工事の検証

CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 の規定が適用される内部区画のペイント工事にあっては、塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

- (1) テクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書が IMO 塗装性能基準に適合していることの確認、ただし、適合証明書又は認定書については、本会が適当と認める証明書であること
- (2) 塗料の標本の識別表示が、前(1)のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されているものと一致することの確認
- (3) 塗装検査員の資格が、本会が適当と認める資格であることの確認
- (4) ペイント工事に関する塗装検査員の報告書が、前(1)のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されている条件に適合していることの確認
- (5) 本会が適当と認める塗装検査要件に従って、塗装検査が実施されていることの監視

附 則（改正その1）

1. この規則は、2006年12月8日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.3)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.3)

英文（正）

Unless specified otherwise:

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of sister vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, a “series of sister vessels” is a series of vessels built to the same approved plans for classification purposes, under a single contract for construction. The optional vessels will be considered part of the same series of sister vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Sister vessels may have minor design alterations provided such alterations do not affect matters related to classification.
4. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
5. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.

仮訳

特に規定しない限り、

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使による同型シリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、同型シリーズ船とは、船級要件において、1つの契約書に記された同じ承認図面によって建造される船舶をいう。オプションによる建造予定船は、同型シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、同型シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 同型船は、船級要件を満足することを条件に、若干の設計変更を認められる。
4. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
5. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。

3章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.3 効力試験

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・表 B2.1 に掲げる射水試験（検査員が必要と認める場合） ・機械駆動式倉口蓋にあつては，任意に選択したものについて作動確認を行う。
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	・作動確認。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	・作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）	・作動確認（故障警報の確認を含む。）
5 消火ポンプ（非常用を含む。），送水管，消火栓，消火ホース及びノズル等の射水消火装置	・射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては，1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	・通水試験
7 排煙用通風機	・作動確認
8 復原性計算機	・2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に，復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については，計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置 ⁽⁴⁾	・作動試験。ただし，任意に選択したものについて行う。
10 排水設備 ⁽²⁾	・作動試験

(備考)

(4) ~~D 編 13.8.5~~ に規定する水位検知警報装置

(2) ~~D 編 13.5.10~~ に規定する排水設備

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.3** に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか、**C 編 34.1.1** 及び **34.3.2** の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 3 項でいう係船装置及び揚錨装置については、その効力試験を省略することはできない。

-2. 前-1.によるほか、次の**(1)**から**(5)**の効力試験及び作動試験を行う。

- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について **4.2.3** の表 **B4.1** 第 1 項でいう作動試験
- (2) すべての風雨密倉口蓋について表 **B2.1** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
- (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (4) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては、すべての貨物タンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (5) すべての ~~D 編 13.8.5 に規定する~~水位検知警報装置について、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 1 項でいう作動試験

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2007 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあつた検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編 船級検査

要 領

2007 年 第 2 回 一部改正

2007 年 5 月 2 日 達 第 23 号
2007 年 03 月 02 日 技術委員会 審議

2007 年 5 月 2 日 達 第 23 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

B 編 船級検査

B2 登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-7.として次の 1 項を加える。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(中略)

-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、事前審査申込書を提出すること。なお、登録検査申込書が提出されたときには、事前審査申込書は自動的に登録検査申込書に引継がれるものとする。

-7. 規則 B 編 2.1.2-12.に規定する塗装テクニカルファイルは、CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 の規定が適用される内部区画のペイント工事に関して、次の(1)から(7)に掲げる項目を含むこと。

(1) 規則 B 編 2.1.8(1)でいう適合証明書又は認定書の写し

(2) 規則 B 編 2.1.8(1)でいうテクニカルデータシートの写しで次の項目を含むもの

(a) 製品名及び識別マーク及び/又は識別番号

(b) 塗装システムの材料、成分及び配合、色

(c) 最小及び最大乾燥膜厚

(d) 塗布方法、ツール及び/又は機器

(e) 塗装する際の表面条件（錆落としのグレード、清掃度、粗度等）

(f) 環境条件（温度及び湿度の制限）

(3) ペイント工事に関する造船所の作業記録で次の項目を含むもの

(a) 各区画における実際に塗布した箇所及び面積（ m^2 ）

(b) 施工した塗装システム

(c) 塗装日時、膜厚、層数等

(d) 塗装中の環境条件

(e) 表面処理方法

- (4) 建造中における塗装システムの検査方法及び補修方法
- (5) 塗装検査員が記した塗装日誌（塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの、及び当該仕様に対し不適合な場合を記載したもの。日誌及び不適合記録簿の例は、IMO 決議 MSC.215(82) Annex 2 参照。）
- (6) 造船所により検証された検査記録で次の項目を含む
 - (a) 検査完了日
 - (b) 検査結果
 - (c) 所見（もしあれば）
 - (d) 塗装検査員のサイン
- (7) 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法

B2.1.8 として次の 1 条を加える。

B2.1.8 ペイント工事の検証

-1. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「テクニカルデータシート」とは、塗装とその塗布に関する詳細な技術的指示及び情報を記載した塗料メーカーの製品データシートをいう。

-2. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「IMO 塗装性能基準」とは、IMO 決議 MSC.215(82)“PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS”をいう。

-3. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「本会が適当と認める証明書」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 4 編 4 章の規定に従って認定された認定書
- (2) 社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター又は MARINTEK が発行した適合証明書
- (3) その他本会が適当と認めるもの

-4. 規則 B 編 2.1.8(3)でいう「本会が適当と認める資格」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) NACE 塗装検査員 Level 2
- (2) FROSIO 検査員 Level III
- (3) 本会が前(1)又は(2)と同等と認める資格

-5. 規則 B 編 2.1.8(5)でいう「本会が適当と認める塗装検査要件」とは、IMO 決議 MSC.215(82)第 6 節に規定される要件をいう。

附 則（改正その1）

1. この達は、2006年12月8日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達よる規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.3)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.3)

英文（正）

Unless specified otherwise:

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of sister vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, a “series of sister vessels” is a series of vessels built to the same approved plans for classification purposes, under a single contract for construction. The optional vessels will be considered part of the same series of sister vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Sister vessels may have minor design alterations provided such alterations do not affect matters related to classification.
4. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
5. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.

仮訳

特に規定しない限り、

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使による同型シリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、同型シリーズ船とは、船級要件において、1つの契約書に記された同じ承認図面によって建造される船舶をいう。オプションによる建造予定船は、同型シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、同型シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 同型船は、船級要件を満足することを条件に、若干の設計変更を認められる。
4. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
5. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。

B3 年次検査

B3.2.3 効力試験

-5.及び-6.として次の2項を加える。

-1. 規則 B 編表 B3.3 第3項にいう装置は、規則 R 編 5.2.2, 8.3.1-3.及び 9.5.2-3.の各種装置をいう。

-2. 規則 B 編表 B3.3 第4, 5 及び 6 項にいう各種装置の検査の詳細については、B2.1.4-2.(3)の関連規定を参照すること。

-3. 規則 B 編表 B3.3 第8項の「復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機」とは、復原性計算機又は復原性計算用ソフトウェアがインストールされたコンピュータであって、船橋、荷役制御室等で使用されるものをいう。

-4. 規則 B 編表 B3.3 第8項にいう計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(4)の手順に従って計算を実施し、正常に機能することを確認すること。ただし、検査に先立ち実施した(1)から(3)又は(1)及び(4)の計算結果が船上に保管されており、正常に機能することが確認できる場合については、当該計算結果を確認することとして差し支えない。

- (1) 取扱説明書に記載されている精度確認時に使用した積付状態の少なくとも1つの状態において復原性計算を実施し、取扱説明書に記載されている精度確認時の計算結果と比較を行うこと。
- (2) 前(1)の積付状態から、喫水又は排水量が少なくとも10%変化するように、いくつかの入力データを変更して計算を実施し、計算結果が適切に変化することを確認すること。
- (3) 前(2)の状態から、入力データを前(1)の状態に戻して計算を実施し、計算結果の比較を行うこと。
- (4) 前(2)及び(3)に替えて、取扱説明書に記載されている精度確認時に使用した積付状態のうち更に1つ以上の状態を選定し、復原性計算を実施し、取扱説明書に記載されている精度確認時の計算結果と相違無いことを確認することとして差し支えない。この場合の復原性計算は、全ての載荷重量に関するデータを入力して当該積付状態を再現すること。

-5. 規則 B 編表 B3.3 第9項にいう水位検知警報装置(規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6, 並びに B1.1.3-5.(8)(a)及び(10)参照)の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが、1以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないもののうち、次のもの
 - (a) 1998 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 100m 未満のもの
 - (b) 1998 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 80m 未満のもの

(2) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの

(a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船

(b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2-1.(1)に定義するばら積貨物船

-6. 規則 B 編表 B3.3 第 10 項にいう排水設備(規則 D 編 13.5.10 及び B1.1.3-5.(8)(b)参照)の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。

(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの

(a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船

(b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2-1.(1)に定義するばら積貨物船

附 則（改正その 2）

1. この達は、2007 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。